

令和元年九月

令和元年九月文京区議会定例議會議案(二)

文
京
区

議案第三十一号 文京区長の給料の特例に関する条例

目 次

議案第三十一号

文京区長の給料の特例に関する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三十日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区長の給料の特例に関する条例

文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）第二条の規定にかかるらず、区長の給料の月額は、同条例別表第一に掲げる区長の給料月額から百分の十に相当する額を減じて得た額とする。

付則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(失効)

- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して一月を経過した日に、その効力を失う。

（説明）

区長の給料を減額するため、本案を提出いたします。

